

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊奈町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

埼玉県伊奈町長

公表日

令和7年8月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課とそれに関する調査を行う。 ・地方税法、その他の地方税に関する法律、条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ⑨減免に係る事務 ⑩コンビニ交付 ⑪税務署への情報連携 ⑫行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に 関する命令(番号法第19条第8号に基づく主務省令)第2条の表に基づいて伊奈町は地方税の賦課決定に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 ⑬賦課情報に基づく証明書の発行
③システムの名称	住民税システム eLTAXシステム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 個人住民税申告ポータル 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2 地方税法その他の地方税に関する法令 以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である個人住民税(森林環境税を含む。以下同じ。)賦課業務において個人番号を利用する。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)
	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報連携主務省令」という。)の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊奈町役場 税務課 電話番号 048-721-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の登録や出力を行う際は、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	-------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を保有するシステムにおいては、情報照会を行うことができる端末、職員、照会範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2019年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条	①別表第2における情報照会の根拠番号法第19条7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条②別表第2における情報提供の根拠番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条	事後	
2019年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 齋藤仲司	税務課長	事後	様式改正に伴う修正
2019年6月26日	IIしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
2019年6月26日	IIしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
2019年6月26日	IVリスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う項目追加
2020年11月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号 362-8517埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地伊奈町役場 総務課電話番号 048-721-2111	郵便番号 362-8517埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地伊奈町役場 総務課電話番号 048-721-2111	事後	請求先の住所変更
2020年11月21日	IIしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
2020年11月21日	IIしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
2021年9月1日	IIしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
2021年9月1日	IIしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
2021年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2025年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①課税原票の照会②住民税課税情報の照会③課税データ、給与所得者の異動届の入力④納税通知書の出力⑤賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行	・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課とそれに関する調査を行う。 ・地方税法、その他の地方税に関する法律、条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養は正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ⑨減免に係る事務 ⑩コンビニ交付 ⑪税務署への情報連携→⑥に統一？ ⑫※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(番号法第19条第8号に基づく主務省令)第2条の表に基づいて伊奈町は地方税の賦課決定に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 ⑬賦課情報に基づく証明書の発行	事後	時点修正
2025年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税システム申告受付支援システム地方税電子申告支援サービス課税資料イメージ管理サービス統合宛名システム中間サーバー・ソフトウェア	住民税システム eLTAXシステム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 個人住民税申告ポータル 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能	事後	時点修正
2025年8月13日	I 関連情報3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条	1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2 地方税法その他の地方税に関する法令以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である個人住民税(森林環境税を含む。以下同じ。)賦課業務において個人番号を利用する。	事後	時点修正
2025年8月13日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①別表第2における情報照会の根拠番号法第19条第8号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条②別表第2における情報提供の根拠番号法第19条第8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条	【情報照会の根拠】 情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報連携主務省令」という。)の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	事後	時点修正
2025年8月13日	II しきい値判断項目1.対象人数	令和3年4月1日 時点		事後	時点修正
2025年8月13日	II しきい値判断項目2.取扱者	令和3年4月1日 時点		事後	時点修正
2025年8月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である	事後	様式改正による変更
2025年8月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新規)	特定個人情報の登録や出力を行う際は、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による変更
2025年8月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2025年8月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	(新規)	十分である	事後	様式改正による変更
2025年8月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新規)	特定個人情報を保有するシステムにおいては、情報照会を行うことができる端末、職員、照会範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による変更